

第29回 ガスシステム改革小委員会 事務局提出資料

経過措置料金規制に係る 指定基準・解除基準について

平成28年2月23日

1 経過措置料金規制に係る基本的な考え方について

- 今般の都市ガスの小売全面自由化の目的の1つは、小口需要に係る現在の一般ガス事業者の供給独占を廃止し、小口需要に係る需要家の獲得競争に競争原理を導入することにより、小売料金の低廉化などを通じた需要家利益の増進を図ることである。
- 他方、現在の一般ガス事業者と、他のガス小売事業者や他燃料事業者との間に適正な競争関係が認められない場合には、いわゆる「規制なき独占」に陥ることも想定されるなど、競争によって需要家の利益を増進することを見込むことができない。
- このため、小売全面自由化後にガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則ではあるものの、こうした場合には、需要家の利益を保護する必要性が特に高いことから、いわゆる「規制なき独占」に陥ることによって需要家の利益が阻害されることがないように、当該旧一般ガス事業者に対しては小売料金規制を存置するというのが経過措置料金規制である。
- すなわち、他のガス小売事業者や他燃料事業者との間の競争関係に鑑み、小売料金規制の継続なくしては、需要家の利益が阻害される蓋然性が高いと認められる場合には、国は、当該旧一般ガス事業者に対して経過措置料金規制を課すことによって需要家の利益を保護していく。
- 他方、旧一般ガス事業者と、他のガス小売事業者や他燃料事業者との間に適正な競争関係が認められる場合には、原則に立ち返り、当該旧一般ガス事業者に対しては経過措置料金規制を課さず、競争によって需要家の利益を増進させていくこととし、併せて事後監視をしっかりと行っていくことによって需要家の利益を保護していくこととしたい。

(注) 上記の考え方については、旧簡易ガス事業者についても同様。

2 前回の御指摘事項について

- 前回の本小委員会における御指摘事項に対する事務局の考え方は以下のとおり。

【前回の御指摘事項①】（二村委員、大石委員、松村委員）

経過措置料金規制に係る指定・解除の判断を行う単位については、事務局提案では事業者単位となっているが、もう少し細かく見る必要があるのではないかと。例えば、供給約款料金を作成している単位にするといった方法も考えられるのではないかと。

- 前回の本小委員会においては、次頁のとおり、仮に特定の市区町村についてのみ経過措置料金規制を課すこととした場合には、当該市区町村についてはガス料金の水準が現在と大きく異なる可能性が高く、相当程度の値上げとなる市区町村が存在することも想定されるなど、激変緩和措置という経過措置料金規制の本来の趣旨が没却される蓋然性が高いことを踏まえ、その指定・解除の単位については事業者単位とすることを御提案したところ。
- 他方、現在の一般ガス事業者の中には、その供給区域におけるいくつかの地域ごとに、異なる供給約款料金を作成している事業者も存在するところであり、経過措置料金規制に係る指定・解除の判断を、この地域ごとに行うということであれば、上記のような問題が生じることはない。
- このため、可能な限り、現在の一般ガス事業者と、他のガス小売事業者や他燃料事業者との競争状態をきめ細かく把握する観点から、経過措置料金規制に係る指定・解除の判断を行うに当たっては、供給約款料金を作成している地域ごとにこれを行うこととしたい。

供給区域内の地域ごとに異なる供給約款料金を作成している事業者の例

- ・東京ガス：東京地区等（東京23区他）、群馬地区、群馬南地区
- ・東部ガス：秋田地区、福島地区等
- ・旭川ガス：旭川地区、江別地区

指定・解除の判断を行う単位について（第28回ガスシステム改革小委員会資料8より抜粋）

- 資料7において、平成27年度の供給計画における**事業者別・市区町村別の都市ガス普及率**をお示ししたところ。
- この点、**経過措置料金規制を課すか課さないかを判断するに当たっては**、市区町村単位でこれを判断するという考え方も観念的には存在するところであるが、以下の理由により、**この判断については事業者単位で行うこと**としたい。
 - そもそも**経過措置料金規制とは**、他の財との適正な競争関係が認められない場合に限り、**需要家保護のために激変緩和を図る観点から**、当該旧一般ガス事業者に対して、**現行の供給約款料金と同程度の水準の規制料金を残すことを求める**というもの。
 - このため、仮に特定の市区町村についてのみ経過措置料金規制を課すこととした場合、**ガス料金の水準が現在と大きく異なった結果（相当程度の値上げとなる場合も想定される。）**、需要家にとっての**激変緩和措置とならない可能性**があることに加え、そもそも**特定の市区町村に限定した経過措置料金を、総括原価方式の下で作成することは非常に困難**。
 - また、LPガスやオール電化については、これらを取り扱う事業者に依頼すれば都市ガスからの切り替えが可能であり、こうした切り替えは、原則として、**一般ガス事業者の供給区域においては場所を問わずに行うことができる**。

2 前回の御指摘事項について

【前回の御指摘事項②】（引頭委員、草薙委員）

事務局案においては、需要家の獲得競争において、旧一般ガス事業者が他のガス小売事業者や他燃料事業者に負けた場合でないと経過措置料金規制が解除されない案となっているが、これは問題ではないか。旧一般ガス事業者の営業努力に配慮した指標の必要性など、事務局提出資料においても「引き続き検討すべき論点」とされている論点については、しっかりと検討してほしい。

- 前回の本小委員会においては、経過措置料金規制が課された旧一般ガス事業者の解除基準については、6頁の案を御提案したところ。
- この点、解除基準②③においては、フローに係る指標として、新築物件と既築物件とを分けて考えていたところであるが、一般的には、「新築物件のみ」といった形や「既築物件のみ」といった形で営業活動を行っている事業者が存在することは考えにくく、これらを別の指標として独立させる合理性に乏しいことから、まず、解除基準②③については、フローに係る指標として統合させることとしたい。
- その上で、「旧一般ガス事業者が、他のガス小売事業者や他燃料事業者との需要家の獲得競争に負けていない場合においても、これらの者からの十分な競争圧力が働いている場合も想定されるのではないか。」という趣旨の御指摘を踏まえ、例えば、当該旧一般ガス事業者による都市ガス供給採用件数の半数以上が他のガス小売事業者や他燃料事業者に獲得されている場合を、経過措置料金規制に係る解除要件として整理することとしたい。
- この点、このような場合においては、当該旧一般ガス事業者に対するこれらの者からの十分な競争圧力が働いているがゆえに、需要家選択肢が相当程度確保されているものと考えられることから、前述の整理をしたとしても、需要家の利益が損なわれることはないものと考えられる。

（注1）上記の考え方については、解除基準のみならず指定基準についても同様。また、旧簡易ガス事業者についても同様。

＜解除基準②③を統合しつつ、事業者の営業努力に配慮した基準とする＞
小口需要に係る新築物件・既築物件について、当該旧一般ガス事業者による都市ガス供給採用件数×1/2 ≤ 当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数・他燃料採用件数

YES

解除する

（注2）他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数が「≤」のトリガーとなった場合において、追加的な要件を課す点については、前回の本小委員会における整理と同様。

2 前回の御指摘事項について

- また、次頁のとおり、前回の事務局提出資料においては、フローに係る解除基準における「他燃料等採用件数」の中には、小売全面自由化後は、「他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数」を含むものとして整理したところである。
- 他方、小売全面自由化の実施当初は、小口需要に係る既築物件については、需要家が旧一般ガス事業者から他のガス小売事業者にスイッチしたことに伴う「離脱」は起きることが想定される一方、他のガス小売事業者から旧一般ガス事業者にスイッチしたことに伴う「獲得」については、「離脱」と同じような程度でこれが起きることは想定されない。
- したがって、小口需要に係る既築物件における獲得件数・離脱件数から競争状態を適正に評価するに当たっては、小売全面自由化を開始した初年度である平成29年度における離脱件数などをもって直ちに評価するのではなく、一定期間の競争状況を評価することが適当である。
- このため、小口需要に係る既築物件における獲得件数・離脱件数のうち、他のガス小売事業者との競争に係るものについては、経過措置料金規制を解除するか否かの判断を行うに当たっては、小売全面自由化後3年間はこれを勘案しないこととし、4年目以降からこれを勘案することとしたい。(注3)
- この考え方を採用した場合、既築物件における獲得件数・離脱件数のうち、他のガス小売事業者との競争に係るものについては、平成32年度に経過措置料金規制を解除するか否かの判断を行うに当たり、平成29年度から平成31年度までの3年度間における獲得件数・離脱件数が初めて勘案されることとなる。

(注3) 他燃料事業者との競争に係る既築物件における獲得件数・離脱件数については、このような考え方は採用しない。

既築物件における他のガス小売事業者との競争状態の評価について

| | 平成29年度 (2017.4~2018.3) | 平成30年度 (2018.4~2019.3) | 平成31年度 (2019.4~2020.3) | 平成32年度 (2020.4~2021.3) | 平成33年度 (2021.4~2022.3) |
|------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 獲得件数 | 0 | 10 | 50 | 30 | ... |
| 離脱件数 | 100 | 50 | 10 | 20 | ... |

↑
平成32年度に経過措置料金規制を解除するか否かの判断を行うに当たり、平成29年度から平成31年度までの獲得件数・離脱件数を初めて評価する。

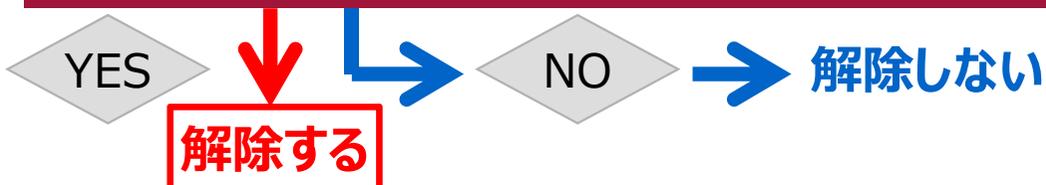
解除基準について（第28回ガスシステム改革小委員会資料8より抜粋）

以下のいずれかに該当するか否か

- ①直近の当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率が50%以下
- ②小口需要に係る新築物件について、当該旧一般ガス事業者による都市ガス供給採用件数 \leq 当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた他燃料等採用件数（他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数を含む。）
- ③小口需要に係る既築物件について、獲得件数（他燃料採用物件及び他のガス小売事業者による都市ガス供給採用物件の当該旧一般ガス事業者による都市ガス化件数） \leq 当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた離脱件数（当該旧一般ガス事業者による都市ガス供給採用物件の他燃料化件数及び他のガス小売事業者による都市ガス化件数）

※②③ともに、直近3年間の合計ベース。また、他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数が、「 \leq 」のトリガーとなった場合には、当該他のガス小売事業者に必要な供給余力があることに加え、都市ガスの小売全面自由化に係る認知度が小口需要において50%以上であることを追加的な要件とする。

④直近の小口需要に係る都市ガス販売量における他のガス小売事業者のシェアの合計が10%以上であり、かつ、当該他のガス小売事業者に必要な供給余力がある



2 前回の御指摘事項について

【前回の御指摘事項③】（引頭委員、松村委員）

経過措置料金規制を解除するに当たっては、小売料金の低下がきちんと確認できて、これが需要家に安心を与えている場合には、当該規制を解除するという考え方もあるのではないかと。また、経過措置料金がほとんど形式的になっている場合においても、当該規制を解除するという考え方もあるのではないかと。

- 御指摘のとおり、小売料金の低下が継続的に進んでいる場合には、当該旧一般ガス事業者に対する他のガス小売事業者や他燃料事業者からの十分な競争圧力が働いている可能性が高いものと考えられる。
- また、多数の需要家が自由料金メニューによって供給を受けることとなった結果、経過措置約款に基づく料金メニューによって供給を受ける需要家の数が限定的となっている場合（経過措置約款が陳腐化している場合）には、当該旧一般ガス事業者に対して引き続き、経過措置料金規制を課す必要性が乏しくなっているものと考えられる。
- このため、①経過措置料金規制が課された旧一般ガス事業者の小口需要に係る小売料金の平均単価が3年間連続して下落しており（注1）、かつ、②経過措置約款に基づく料金メニューによって供給を受ける需要家の数 ≤ 自由料金メニューによって供給を受ける需要家の数である場合には、経過措置料金規制を解除することとしたい（注2）（注3）。

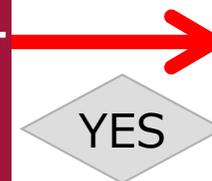
（注1）原料費や公租公課などの外生的要因による平均単価の変動分は捨象することとする。なお、上記の考え方については、旧簡易ガス事業者についても同様。

（注2）経過措置約款に基づく料金メニューと実質的に同じ自由料金メニューを設定し、当該自由料金メニューに需要家を恣意的に移行させている場合には、当該需要家については、「自由料金メニューによって供給を受ける需要家の数」としてカウントしないこととする。

（注3）上記の解除基準を満たして経過措置料金規制が解除された場合には、必ずしも有力な競争者たる他のガス小売事業者や他燃料事業者が存在するとは限らないことから、この場合には、有力な競争者が現れたと判断されるまでの間（他の解除基準を満たすまでの間）、次頁の「特別な事後監視」を継続することとする。

<新たに設ける解除基準>

小口需要に係る小売料金の平均単価が3年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューによって供給を受ける需要家の数 ≤ 自由料金メニューによって供給を受ける需要家の数



解除する

YES

2 前回の御指摘事項について

【前回の御指摘事項④】（引頭委員、橘川委員、二村委員、深山委員）

事後監視の期間については3年間で十分なのか。

- 
- 経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者の小売料金に係る事後監視の考え方については、前回の本小委員会において、10頁と11頁の考え方をお示したところ。
 - この点、前回お示した「標準家庭における1ヶ月のガスの使用量を前提とした小売料金の推移に着目した事後監視」は言わば「特別な事後監視」であり、このスキームで行う3年間（注1）の事後監視終了後も、無論、国は「一般的な市場監視」（小売料金水準の確認等）を行っていく予定であり、小売料金のいたずらな値上げを行っているガス小売事業者がいなかどうかなどを常に監視していく。
 - また、御指摘の「特別な事後監視」を行う期間については、小売全面自由化後、国は法律の規定に基づいて、ガスシステム改革に係る様々な検証作業を行う予定であることから、仮にこの検証作業において、「3年間の時限措置では不十分」との結論を得た場合には、この期間を延長するなどの措置を講ずることも検討することとしたい。（注2）

（注1）小売全面自由化と同時に経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者については、平成29年4月から3年間が「特別な事後監視」を受ける期間となり、小売全面自由化後に経過措置料金規制が解除された旧一般ガス事業者については、当該解除の日から3年間が「特別な事後監視」を受ける期間となる。ただし、これらの期間内に、合理的でない小売料金の値上げを行ったと判断される場合には、これらの期間に加えてさらに3年間、「特別な事後監視」を行っていくこととする。

（注2）上記の考え方については、旧簡易ガス事業者についても同様。

2 前回の御指摘事項について

事後監視の基本的なイメージ

<ケース1> 指定基準を満たさないため、経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者等の場合

小売全面自由化
(平成29年4月)

標準家庭における1ヶ月のガスの使用量を前提とした小売料金に係る事後監視(3年間)

合理的でない小売料金の値上げを行ったと判断される場合

(注1) 小売料金の不当な値上げにより、「ガスの使用者の利益の保護」に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、業務改善命令を発動することが可能。

一般的な市場監視(小売料金水準の確認等)

標準家庭における1ヶ月のガスの使用量を前提とした小売料金に係る事後監視(3年間延長)

一般的な市場監視(小売料金水準の確認等)

<ケース2> 経過措置料金規制が課された後、解除基準を満たすこととなったため、指定が解除される旧一般ガス事業者等の場合

小売全面自由化
(平成29年4月)

経過措置料金規制

標準家庭における1ヶ月のガスの使用量を前提とした小売料金に係る事後監視(3年間)

一般的な市場監視(小売料金水準の確認等)

(注2) 3年間の事後監視期間内に合理的でない小売料金の値上げを行ったと判断される場合において、これを延長する点については、ケース2においても同様。

(注3) いずれのケースにおいても、都市ガス利用率が50%以下である旧一般ガス事業者等については、標準家庭における小売料金に係る事後監視の対象外。ただし、一般的な市場監視については、全てのガス小売事業者に対して行う。

事後監視について（第28回ガスシステム改革小委員会資料8より抜粋）

- 第24回ガスシステム改革小委員会においては、経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者や、経過措置料金規制が解除された旧一般ガス事業者の小売料金に係る事後監視の必要性について指摘があったところであり、この具体的内容をどうするかが論点。

<事後監視の具体的内容について>

- 前述のとおり、小売全面自由化後にガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則。
- このため、仮に上記のような旧一般ガス事業者に対して総括原価方式を前提とした小売料金に係る事後監視を行うこととした場合、結果として経過措置料金規制を課していることと実質的に同義であることから適当ではない一方、こうした旧一般ガス事業者が小売料金の合理的でない値上げを行っていないかどうかを一定期間監視していくことは需要家保護の観点からは有意義である。
- この点、現在の一般ガス事業者は、標準家庭における1ヶ月のガスの使用量を公表しているところ（例えば、東京ガスでは32m³、大阪ガスでは33m³、東邦ガスでは31m³）、当該使用量を前提としたガス料金の推移を引き続き確認していくことにより、経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者が、原料費や託送料金の上昇等に比して、小売料金の合理的でない値上げを行っていないかどうかを監視していくこととしてはどうか。（仮に、合理的でない値上げを行っている場合には、業務改善命令が発動され得る。）（注1）
- なお、第5回の本小委員会において、伊東ガスから次頁のような御意見があったとおり、小売全面自由化後は、別荘やリゾートマンションなどの使用量が少ない需要家について、当該需要家に係る収支の改善を目指した料金改定（いわゆるリバランス）が行われる可能性があるが、小売全面自由化後にガス小売事業者が設定する料金は自由であるという原則や、当該需要家に対するガス供給に係る赤字については、現在、他の需要家からの収入によって補填されているという実態を踏まえれば、こうした料金改定まで妨げる必要はないのではないか。

（注1）国が旧一般ガス事業者に対して経過措置料金規制を課さない、あるいは解除すると判断した場合には、その後は、業務改善命令に係る規定を背景とした事後規制に移行することが原則。このため、こうした判断を行った後、仮に旧一般ガス事業者による小売料金の合理的でない値上げがあった場合には、業務改善命令をもって対処することとし、原則として、再指定は行わないこととする。

事後監視について（第28回ガスシステム改革小委員会資料8より抜粋）

<事後監視の対象事業者と期間について>

- **都市ガス利用率が50%以下である旧一般ガス事業者**については経過措置料金規制が課せられないこととなるが、そもそもこのような旧一般ガス事業者は**他燃料との競争が特に激しいがゆえに、小売料金の合理的でない値上げが行われることはおよそ想定されない。**
- このため、**都市ガス利用率が50%以下である旧一般ガス事業者については、事後監視の対象外**としてはどうか。
- また、小売全面自由化後にガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則という中において、**上記の事後監視スキームは、経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者に対してのみ課される極めて例外的な措置**であることから、これを恒久化することは**適当ではない。**
- このため、**事後監視については、3年間の時限措置**としてはどうか。（注2）（注3）（注4）

（注2）小売全面自由化と同時に経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者については、平成29年4月から3年間で事後監視を受ける期間となり、小売全面自由化後に経過措置料金規制が解除された旧一般ガス事業者については、当該解除の日から3年間で事後監視を受ける期間となる。ただし、これらの期間内に、合理的でない小売料金の値上げを行ったと判断される場合には、これらの期間に加えてさらに3年間、事後監視を行っていくこととする。

（注3）こうした事後監視については、旧簡易ガス事業者についても同様に行う。また、監視の対象となる旧簡易ガス事業者に係る小売料金については、ガス事業生産動態統計を踏まえ、家庭1件当たりの標準使用量の県別の値を前提とした小売料金とする。

（注4）上記の事後監視が終了した後においても、国は一般的な市場監視（小売料金水準の確認等）を行っていく。

2 前回の御指摘事項について

【前回の御指摘事項⑤】（引頭委員、橋川委員）

経過措置料金規制については、いたずらに長引かせるのではなく、速やかに解除することができる仕組みが必要ではないか。競争状態を3月に1度確認することなどにより、速やかに解除され得る環境を整えるべき。

- 
- 御指摘のとおり、他のガス小売事業者や他燃料事業者との適正な競争関係が認められる旧一般ガス事業者については、経過措置料金規制が課せられる期間が長期化することは適当ではない。
 - このため、**小売全面自由化後、例えば、国は3月ごとに、経過措置料金規制が課されている旧一般ガス事業者から報告徴収により必要な情報を入手することとし、その都度、当該規制を解除しても差し支えないかどうかを判断していくこととしたい。**
 - また、**需要家に対しては、当該需要家にガスを供給している旧一般ガス事業者やガスを供給していた旧一般ガス事業者に、経過措置料金規制が課されているか否かを周知することが重要。**
 - このため、**経過措置料金規制に係る指定・解除に係る情報については、国はその都度、広く公表していくこととしたい。**

(注) 上記の考え方については、旧簡易ガス事業者についても同様。なお、3月ごとに精緻なデータの提出を求めることとした場合には、特に旧簡易ガス事業者などの小規模事業者の事務負担が増大することも想定されることである。このため、これに配慮する観点から、報告すべき事項に大きな変化がない場合には、「大きな変化なし」と報告することも許容することを検討（この場合においては、無論、経過措置料金規制は解除されない。）。ただし、国が各事業者の競争状態を把握する観点から、少なくとも1年に1回は、精緻なデータの報告を求める予定。

3 前回の本小委員会における議論の概要について

- 前回のガスシステム改革小委員会における主な御意見については、以下のとおりである。

前回のガスシステム改革小委員会における主な御意見

委員の御意見

私ども消費者の立場からいいますと、都市ガス同士の競争があるということが、競争状態ということの一番の要因であるというふうに考えています。実際に家庭で考えてみましたときに、事業者の立場からすれば都市ガスはほかの燃料と競争しているというふうにおっしゃるんですが、消費者の立場で選択をするということで考えますと、都市ガスからほかの燃料に乗りかえるということを実際に考えると、やはり大きな転換のコストがかかるということでもあります。なので、複数の都市ガスの事業者の中から選択できる状態というのが、普通に考えて競争の状態であろうというふうに思います。

これまで出されております報告書等を見ましても、消費者が事業者を自由に選択できるようになると書いてありますけれども、これを読んだ人が、都市ガスとL Pとオール電化から選べるから自由なんだというふうには考えないと思います。通常は都市ガスの事業者同士が選べるというふうに考えるのが普通だというふうに思っています。

ということで、この都市ガスの料金における料金規制の経過措置の取り扱いというのは、非常に今消費者からすると大きな問題だということを最初に申し上げておきます。

それから、そういった立場でこの経過措置の対象の基準について、私どもなりに考えてみましたものをペーパーにまとめています。基本的な考え方は、先ほど申し上げましたように、都市ガス同士の競争があるという状態だと思いますが、ただこの間、ずっとこちらの委員会でも、都市ガスの事業者さんが他の燃料との競争があるということを伺っております。ですので、他燃料との競争の状態というものを全く指標として採用してはいけないというふうに思っておりませんが、その場合でも、それは相当慎重に判断をすべきだというふうに考えております。

そういう立場から、具体的には事務局の提案ではストックとフローと、それぞれ分けての判断というふうに提案をいただいておりますけれども、両方の指標でもって判断をすべきではないかというのが基本的な考え方です。

それからもう一つは、今日、資料で出していただいております供給区域内の普及率というのを見ましても、事業者さん全体の平均では、確かに70%ですとか50%ですとかということがあっても、市町村別に見ますと、実際には100%のところというのもしゃりあるということは、こちらの資料からもわかります。そうすると、それらのご家庭にとっては、全体が指標を切っているので、こちらは競争状態ですということは、実際にはあり得ないことではないかなと思いますので、基本的には市町村ごとに、やはり判断をすべきだというふうに思っております。

ただ、こちらでも、事業者さん全体で規制を解除するというような道を全く閉ざすということではないかと思っておりますので、別途そちらについては条件をお考えいただくというの、それは可能ではないかというふうには思っておりますが、基本的には市町村ごとに判断をすべきだというふうに思っております。

(次頁に続く)

二村委員

3 前回の本小委員会における議論の概要について

前回のガスシステム改革小委員会における主な御意見

委員の御意見

それから最後に、事後の監視のことで、本日もご提案をいただいておりますが、やはり料金の経過措置の撤廃後についても、値上げの実態ですとか合理性というのを点検・監視する仕組みというのは、あらかじめきちんと用意をしていただきたいというふうに思っております。

(中略) あと、細かい点で幾つか書いております。例えばバランスの問題ですとか、規制がある中で全くそういったことをしていけないというわけではないと思いますので、そこは対応をすることは十分可能ではあると思います。

それから、電気の方も、既にこの4月からの自由化ということで、今電気の方は、しばらくは料金の経過措置が残ることになっておりますけれども、それでも、もう既にいろんな新規の参入事業者さん、それから既存の事業者さんのほうもそれなりに新しいメニューなどを出されてきていて、どういふふうにこれから動くかわかりませんが、一定競争的な状態というふうにはなっているのではないかなと思います。そういう意味では、ガスのほうで導管の分離ですとかそういったことも起きない、いきなり2017年のところで料金の規制、経過措置というのを全面的にどうか、相当程度外してしまうというのは、やはり消費者の側からすると不安に思うということでございます。

二村委員

私は、必要条件として、少なくとも経過措置料金というのは最も必要な、ある意味でコストとの乖離の可能性が最も大きく、また託送料金の透明性も、最も必要であるような大手3社について、厳格な査定がされる前の段階で経過措置料金を外すなどというようなことは、あってはならないことだと思うし、もしそんな議論を始めるとするならば、それは一体誰の方向を向いて議論をしているのか。事業者にとって都合の悪い暫定的な措置は一刻も早く解除しようとして、そうでないものはいつまでも続けようとしているのかなどというふうに勘ぐられかねないので、これは、私は必要条件として、少なくとも大手3社についてはやはり、もちろん拡張するというか、その成果を生かすということは前提ではあるわけですが、そこが行われる前に経過措置料金の解除などということを議論することは、私は根本的に間違っていると思います。

したがって、今回出てきた事務局の提案というのは、もちろん今言ったようなことが非常に速やかに行われれば、このスケジュールとできるのでかもしれませんが、それをきちんと加える、少なくとも大手3社について、もっとという人がいても反対はしませんが、大手3社について、そのような異常な状態というのを脱する前にこれを解除するというのについては賛成しかねます。

松村委員

この4月からは、まず電力が全面自由化されるわけですが、その電力の自由化に向けて既存、新規の小売事業者からいろいろなプランが出されております。と同時に、消費者からは、いろいろな質問が出始めております。電力取引監視等委員会においては、そのような消費者の疑問に対してQ Aを作成して、自由化がスムーズに進むよういろいろと手を尽くしていただいております。その問いの一つに、「自由化後に電気料金がどのように定まるのか。本当に安くなるのか、高くなることはないのか？」という質問があります。

(次頁に続く)

大石委員

3 前回の本小委員会における議論の概要について

前回のガスシステム改革小委員会における主な御意見

委員の御意見

この問いに対する答えとして監視委員会では、「競争が不十分な中で電気料金の自由化を実施すると、結果として電気料金の引き上げが生じてしまうおそれもあります。このようなことのないよう、消費者保護のための経過措置として、競争が十分に進展するまでの間、少なくとも2020年3月までは現行の規制料金も存続させることとしています」と記載しています。

このQ Aを、来年の都市ガスの自由化に応用するとした場合、どのような回答を出すつもりでしょうか。もし、今事務局からご提案された条件で、数値だけを見て、安易に経過措置料金を解除すると、結果としてガス料金の値上げが起きることが想定されます。その場合も、「都市ガスの利用者というのはL Pガスやオール電化に変更が可能です。規制料金を外しても嫌なら他の燃料に転換できるので問題はありません」というふうに書くのでしょうか。そのあたりのところ、同じエネルギーとして、電気も、都市ガスも、L Pガスも石油も、消費者にとってはどれも大事なエネルギーですのでエネルギーごとで不公平なのはおかしいと思っております。電気は残すのに、なぜ都市ガスだけは、最初から経過措置料金の解除ありきなのかというところを大変疑問に思います。

それからもう一点。私からの要望に対して、平成25年度の供給区域内普及率の実績を資料7としてご用意いただきまして大変ありがとうございます。ただ、私がこの資料の提供を求めたのは、当初、事務局から規制料金の解除は事業者別に考えるということだったからです。同じ事業者が担当していても、このように地域ごとに都市ガス普及率に差があるわけですから、そこは、区域ごとに見ていく必要があり、確実に競争が起こっているかどうかの確認はできないと考えております。ですので、数値としてやはり皆さんに知っていただきたいと思い、事務局にこの資料をお願いしました。

なおかつ、この資料に書いてある普及率について、都市ガス普及率を使うのはおかしいのではないかと、都市ガス利用率を用いるべきだという事務局からの指摘がありますが、やはり利用率を実際に出せるかという、これは数値として経年比較できる統計がありません。事務局からご用意いただいたものは単年度の供給計画ですが、実は、これは25年度の供給区域内、普及実績、その先の計画も含めて3年間の数値が出ております。ということで、例えば一般の住戸がその地域でどれだけ増えて、その中で都市ガス使用者がどれだけ増えたか減ったかということが、数値で確認できるという統計になっています。また、メーターを残しているというのは、たとえ空き家になったとしても、また次の人が入ってきて都市ガスを使う可能性があるからだと考えれば、やはり都市ガスの実態をみるためには、利用率を見るのではなくて、都市ガス普及率の推移で見ていくのが妥当だと思います。

この50%というのは、独禁法というか、独占率が一応50%を上回っていると、やはりまだ独占しているという一般的な数字としては妥当なんじゃないかと思うんですが。ある意味で、今需要家の立場から考えると、この経過料金を外しちゃうと一挙に上げるんじゃないかとか、そういう懸念があるというのも重要な視点だと思います。

(次頁に続く)

大石委員

柏木委員

3 前回の本小委員会における議論の概要について

前回のガスシステム改革小委員会における主な御意見

委員の御意見

だけれども、逆に、今度は事業者の立場で考えると、50%をベースにしてステップ1で規制料金をかけるか否か。大手の企業は競争が激化して、それなりに努力をするでしょうからいいと思うんですけども。よくチェックしてみないとわからないんですが、50%という値を決めたときに、206者のうちどの程度の、例えば半分ぐらいがこの経過料金規制の対象になってくるということになりますと、非常に小さな、例えば数百件とか、そのぐらいのオーダーの人たちが規制料金をずっと続けなきゃいけないというのは、かなり企業の存続にも影響してくる可能性があるんじゃないかと私は思っています。ですから、50%というのは容認したとして、事業者の規模というの、少し経過料金を続けるか否かの要素に加えるような考え方はできないだろうかという提案です。

柏木委員

大石委員と消費者の方々が、経過措置が外れる、あるいは経過措置に指定していないと値上げがあるんじゃないかというご心配は、そのとおりだと思います。ただ一方で、先ほど柏木委員がおっしゃったように、今回はやはり事業者がいろいろ創意工夫をもって、自由にご提案を出していく。もちろん競争という観念もありますけれども、消費者向けの、今まで大事だったお客様に対してよいサービスを行うということも、何度も聞いてきたと思うんです。

引頭委員

そうした中で、今回の経過措置料金のご提案で、指定をする時点ですね、入り口は、私は今回のこのご提案でいたし方ないのかなとは思いますが、解除については、松村委員はずっと続けるというお話ではありましたが、私はできるだけ早く解除したほうがいいと思いますが、その解除は期間ではなくて、やっぱり状態で解除すべきだと思っています。

そうした中で、今回のご提案では19ページから20ページまで、4つの状態のどれかが当たったときということなんですけれども。論点1のところその努力といいますか、事業者さんの努力ではという話も出ていましたが、この感じだと、かなりシェア、あるいは代替エネルギーに取られた後じゃないと自由化に移行できないという形になりかねないかなと。

そこで、事務局がご提案になっているスイッチングの量。これも一つあると思いますが、最終的には、先ほど大石委員のメモにもありましたけれども、価格が上がっているか、上がっていないかということも一つポイントだと。独禁法上は、価格側には踏み込まないという整理があるのは理解していますけれども、でも今回は、消費者の方々が価格に対してとても心配しているというのもある。

例えばですけれども、その事業者が経過措置料金と比較した場合にどれだけ価格を下げたか。その下げた量というのがヤードスティックでグループ分けしましたね、例えばそのグループの人たち、それは随分、要は自由化を満喫しているというか、経過措置ではない人たちがいるわけで、そこも含めて、その人たちの価格低下させたものの平均と比べてまだ低いだとか、同程度だとか、例えばそういうことであれば、実際は競争条件にはなっていないかもしれない、足りないかもしれないけれども、ビヘービアは既に価格低下をして消費者に報いているということの見方もできるかもしれないというふうに思いました。そういうことの評価もあるのではないかと。

価格が上がっている限りにおいては、やはり措置を外していくというのは、私はちょっと厳しいのかなと。何社いても、価格が上がっちゃったら、やっぱりそれはどうかという感じなんです。そう思いました。

(次頁に続く)

3 前回の本小委員会における議論の概要について

前回のガスシステム改革小委員会における主な御意見

委員の御意見

それから、このエリアなんですけれども、事業者ごとに認定するということですから、これは各事業者が、今は飛び地でエリアをもらっているわけですね。そのエリアでやるというイメージなのかどうか教えてください。

(事務局の事後監視の回答に対する追加発言) 私が伺いたかったのは事後監視の話ではなく、経過料金措置の解除のときに価格低下をきちっと確認できて、競争状態かどうかは少しまだ疑問かもしれないけれども、価格低下を通じて消費者に対して安心を与えているというような場合には、経過措置解除というのの可能性はあるのではないのでしょうかという趣旨で申し上げたんですが、事後監視については、さっき言わなかったんですが、3年と書いてありますけれども、本当に3年で十分かどうかは疑問感があります。

市町村単位かどうかというのに関して、今回は事業者単位というご提案だったわけですが。私は、その理由はいま一つよくわからなかったんですけれども、確実に理解できたというのは、今まで市町村単位で規制料金をつくっていないじゃないか。そうすると、大阪ガスだったら、大阪でも京都でも滋賀でも供給するという、これを前提にして、全体でコストを回収するように格好で料金をつくっていたじゃないか。京都だけ取り上げるとかというようなことをして、じゃ、規制料金を新たにつくれとかと言われてもとても困るとかいうようなことは、確かにそうかもしれないと、それは説得されたんですが。

ということは、今まで、例えば飛び地とかで料金を分けていたというようなところに関しては、今の問題はないわけだし、もともと事業者だって、頭の整理として違うところとして整理していたわけだから、今まで料金を分けていたところについては、その単位でぜひお願いします。

(中略) それから、次に解除のところなんですけれども。例えば、ガスの市場で10%のマーケットシェアをとるというようなコンペティターというのが出てきたら、これも解除の要件の一つということが、例えば挙げられていたりするんですけれども。しかも、これは独禁法とかというのが言及されていたかと思うんですが。例えば企業結合なんかでも、確かに45%のシェアと45%のシェアのところを合併して、でも10%を持つ強力なコンペティターがいて、なおかつそれが相当に余力を持っている。合併したところはむやみに価格を上げたとすると、きっとシェアを一気に食われるだろうというようなときに、90でも認めるという例があったのは間違いのないと思うので、その点では嘘だとは言わないですが。しかし合併審査で、10%のマーケットシェアを持っている強力なコンペティターが同じ市場にいれば、ノーチェックで合併を認めるなんていうことは絶対にあり得ないわけなんです。そうすると、これは解除要件として10%のシェアをとっている人がいれば、もうオーケーというのは、これは幾ら何でも引用としてはおかしいのではないか、あるいは参照するものとしておかしいのではないか。

(次頁に続く)

引頭委員

松村委員

3 前回の本小委員会における議論の概要について

前回のガスシステム改革小委員会における主な御意見

委員の御意見

(中略) やはり、もしやるんだとすれば、ガスのシェアも含めて総合的に判断して解除する。あるいは、その料金というのが十分に下がってきて、もうほとんど経過措置料金は形式になっているというような状況というのに直面したとき、それはもう十分価格が下がっているということだと思うんですけども、そういうときに下げるとかというようなことは確かにあってもいいと思うので、ご提案は正しいと思うんですけども、やはりそれは、しばらくの間は総合判断というのをすべきなのではないか。その総合判断というときに、先ほど言ったことをもう一回蒸し返して申しわけないんですが、託送料金体系がまだ不透明であるということも重要な考慮要素としてきちんと考えていただきたい。(中略) ここはしばらくの間、いろんな、ご指摘になったような価格とかというのも重要な要素だと思いますし、新規参入者のシェアというのも重要な要素だと思いますし、長期的な傾向というのも重要な要素だと思いますが、しばらくは総合判断ということにして、その後、これでいつまでたっても解除できないということであれば、もう1ラウンド仕切り直して考えるという整理でもいいのではないかと思います。今の段階で十分条件というのをかっちり決めてしまうというのは時期尚早だと思います。

松村委員

先ほどの山内委員長と松村委員のやりとりを聞いていて思ったんですけども。前回、託送のところが保留みたいなことを言ったんですが。考え方としては、17年4月の全面自由化の前の時点で、大手3社について、Y Sではなくて個別審査をする、中国電力と北陸電力と同じような扱いをするというやり方は不可能なんではないでしょうか。そうすると大分話がすっきりするんじゃないかなというふうに思います。

橘川委員

それとの関係なんですけれども。そこをすっきりさせた上で、私はどちらかという、経過措置はなるべくないほうがいい。そのかわり、事後チェックはちゃんとやったほうがいいというふうに考えます。それが自由化の本来の考え方で、競争のダイナミズムを可能な限り最大化するという解だとすると、そういうことになるんじゃないかと思います。

二村さんが言った中で1点だけ支持できるのは、都市ガス対都市ガスの競争は、やっぱり重要なところがありまして、(中略) 特に、関東の第3グループにおいて、その線のどっち側に行くかによって、片や経過措置が残り、片や経過措置が残らないという状況になったときに、都市ガス間の競争でえらい不利な状況が生じるのではないか。その「不利な」というのは、先ほどから話題になっていまして、リバランスが自由にできない。経過措置の会社が、そのリバランスによってトータル値下げをしてこようというような戦略を打てなくなるというようなことが起きるのではないか。そういう意味では、都市ガス対都市ガスの関係も見てもおこなきゃいけない。

ただ、だったらどうすればいいのかと言われると、私は、むしろそれは解除を頻繁にやったほうがいいんじゃないかと思います。解除かどうかのチェックを、競争状態がどうなったかというのを3カ月に1回ぐらいちゃんとやって、解除を見ていくというような話にしたほうがいいんじゃないかと思います。

解除の件は、ここは少数意見みたいなんですけれども、とにかく経過措置はなるべくないほうがいいのではないかと思います。例えば、今の問題になった独禁法の10%も、何で小口需要家の10%と考えるのか。多分、大口需要まで含めたトータルの10%と考えると、二重導管問題とかかわるんですけども、大分様相も変わってくるんじゃないかと思います。(次頁に続く)

3 前回の本小委員会における議論の概要について

前回のガスシステム改革小委員会における主な御意見

委員の御意見

それから、電力は、多分法的分離で、一応経過措置をなくすという話になっていると思うんですけども。都市ガスのほうは、法的分離で経過措置がどうなるのかというのがよくわからない。そこも聞きたいなと思いますが。むしろ、そちらは割と頻繁になくす方向で考えて。そのほうが競争が活発化すると思います。

一方で、事後措置は、やっぱり料金が上がっているかどうかというのは、むしろ3年でやめないで、ずっと見続ける。原発のバックフィットじゃないけれども、それで引っかけたらまた経過措置の対象にするみたいな発想で考えたほうがいいんじゃないか。

つまり、まとめますと、託送については、やっぱり大手3社については、中国電力と北陸電力と同じ扱いにしたほうがすっきりするんじゃないか。それが前提の上で、経過措置については、なるだけ軽くする、それで解除しやすくする。一方で、事後チェックについては、むしろずっと見続けて、再び経過措置の対象になるということもありと考える。こういうようなパッケージがいいのではないかと、皆さんの議論を聞いていて思いました。

橘川委員

先ほどの橘川委員のご提案とも関連すると思うんですけども。資料8の25ページに原則論が書いてありまして、一番上のところですが、経過措置料金規制は他燃料事業者等との適正な競争関係が確保されていないと認められる場合にのみ課せられるべきものであり、当該規制の対象となる事業者の範囲がいたずらに拡大することは避けなければならない。また、仮に経過措置料金規制を課せられた場合であっても、適正な競争関係が確保されていると認められた場合には、過剰な規制をいたずらに継続させないという観点からは、これを速やかに解除することが適当ということであります。

(中略) そこで、競争により事業者の創意工夫を引き出して、小売料金の低廉化を導くという小売全面自由化の趣旨が達成されるように、この25ページから26ページにありますような検討を進めるべきだと思っております。

草薙委員

集合住宅とか賃貸の場合というのは、事実上住んでいる人には選択権がないという状態です。この点はLPガスのほうでも再三問題になっておりまして、こちらのほうも検討が始まっておりますけれども、この点についてどのような対処を考えられているのかということについて、ぜひ明らかにしていただきたいというふうに思います。

それから、事後監視の件ですが、これも3年という時限措置の根拠を、なぜ3年なのかということをお示しいただきたいと思います。基本的には、自由な市場とはいいまして、生活に必需なものでありまして、大変消費者にとっては大きなものです。ここのところを全く、国とかそういったものの関与がなくていいのかということについて、3年が過ぎたら、もうそれは大丈夫だということの根拠を、ぜひご説明いただきたいというふうに思います。

二村委員

それから、1点のお願いといいますが、提案として、やはり経過措置は暫定的なものというような、そういうこともありますけれども、実際には、競争状態でないような状態になってしまった場合には、やはりもう一度もとに戻すというようなことも考えるべきではないかなというふうに思います。

3 前回の本小委員会における議論の概要について

前回のガスシステム改革小委員会における主な御意見

委員の御意見

指定のところでは、従前の75%を少し修正をして、まず50%という第1ステップを置いて、いわば50以上、実質的には50～75ぐらいが対象なのかもしれませんが、そのあたりは非常に、もう少しきめ細かく見ようということで今回の提案になっていると思いますし、今回の提案も、さらなる考慮を要することも視野に入れているようですから、基本的な方向としては、これでいいんだろうなというふうに思っております。

ただこれも、それこそスタートに向けて限られた中でやるという現実的な観点も踏まえて、このような切り分けで指定をした上で、やはり問題はその後、今後がやはり重要で。ご提案は、指定のところの基準を、指定をするかどうかの基準の裏返しで、その要件が外れたら解除するというふうになっております。

これは、論理的には一つ理屈だとは思いますが。指定するかどうかのときの判断基準の裏返しで解除基準を決めるというのは、論理的には正しい面があると思うのですが。しかし、必ずしもそうでなきゃならんのかなという疑問もありますし、きょうも大分議論が出たように、解除については、いろんな意味で慎重にすべきだというのは、そのとおりだと思います。なので、やはり解除について全く同じ、その裏返しの理屈である必要は、必ずしもないだろうということが一つあります。

他方で、私も基本的には自由化ということが前提になっている議論ですから、自由競争というものをなるべく導入するような制度づくりが本来望ましいだろうという原則は、確かにあるだろうと思います。そういう意味では、いたずらに経過措置をする、当てはめるといくなると、自由化とは逆方向の制度というふうになるので、それはそれで、必ずしも解除の時期をいたずらに遅くするのも問題だろうと。

さらに、もう既に同じようなご意見がありましたけれども、解除した後、あるいは最初に指定していなかった場合でも、事後監視がやっぱり一番重要だと私も思います。これは、制度的には指定をしない、あるいは指定を解除してしまえば単発の業務改善命令で対応するしかなくて、またその指定に戻るというのは、法が予定していないのかなという気がしなくもないんですが。仮にそうであったとしても、事後的にいわゆる不当な値上げがあれば改善命令で是正をする。これは、同じような意見がありましたけれども、3年に限る必要がないし、むしろ継続的にチェックをしていって、是正すべきものは是正するということで、自由競争を一方で認めつつ、それを常にチェックをしていくというんですか、監視をしていくというようなことを。これはセットでないと正しい自由化にはならないだろうという気がいたします。

経過措置料金規制の判断について、事務局からは事業者別という提案ですが、やはり私はそれには反対です。平成27年1月に出されたガスシステム改革小委員会の報告書にも、「本来需要家の利益に害する事態を生じさせないように現行の供給区域内での競争状況を個別具体的に分析しつつ、きめ細かく判断していくことが適当である」と書かれております。

それも含めまして、やはりどの単位でみていくのかは具体的にこれから検討していくと思いますけれども、同じ事業者が担当しているも、地域によって都市ガス普及率が大きく違っているなかで、事業者別というのはありえないと思います。 (次頁に続く)

深山委員

大石委員

3 前回の本小委員会における議論の概要について

前回のガスシステム改革小委員会における主な御意見

委員の御意見

それからもう一点。資料としてお出ししている資料11の裏面に書いてある内容です。経過措置料金規制が課されない日一般事業者の事後監視について、先生方からも「3年はどうなのか」というお話がありましたが、私が入る前のこの会議で、既に、「これは恒久措置として事後必ず置いておく」という発言が、前課長からあったと議事録に書いてありますので、ご確認いただければと思います。

大石委員

何となくこの議論の前提というか、原点が忘れられているような気がしまして。我々は自由化をやって、需要家が選べる状況をつくって、競争を活発化するというをやろうとしているんだと思うんですけども。(中略)消費者の代表の方を聞いていますと、何か自由化に反対しているんじゃないかというような、規制強化の話ばかり出てくるんです。そこが私は非常に、前からこの委員会で違和感を持っていたところであります。

橘川委員

例えば、先ほど都市ガス間の競争が重要だとは言ったけれども、都市ガスと他燃料の競争がメインじゃないなんていう、その感覚自体が心配なんです。本当に消費者のことをわかっていらっしゃるのかどうか。どれくらいオール電化の攻勢にさらされて、「ウイズガス」とかといってLPと手を組みながら。そのLPと、また右手で手を組みながら、左手でほっぺたをたたくような競争をやっているというような状況です。消費者の気持ちを考えたら、私は可能な限り競争を活発化するためのという、その大原点を忘れちゃいけないんじゃないか。

解除措置をとるときのタイミングなんですけれども。1年に1回とか、橘川委員から先ほど3カ月に1回とか出たんですけども。実際の競争の現場ですと、3カ月でも、もしかしたらすごく長いかもしれないんです。

引頭委員

ですから、年度とか3カ月に定期的に見るバージョンと、それから、アジャイルに事業者から、そうした競争条件になったときに、データをきちっと示して離脱させるという。杓子定規なことだと、やはり自由化ということの趣旨に合わないんじゃないかと思いますので、そこももう少し踏み込んでご検討いただきたいと思います。

3 前回の本小委員会における議論の概要について

前回のガスシステム改革小委員会における主な御意見

既存事業者の御意見

簡易ガス事業は（中略）もともと100%を前提に団地造成しているわけでありまして、極端に言うと、100%を下回っていけば、もう競争が既にあるというふうに私どもは理解をしています。仮に、ここでいうシェア、利用率が七、八十パーセントで「かなり高い」と言われても、じゃ、残りの2割、3割は、やはり競争があるからそれになっているわけでありまして。50%以下にならないと競争が十分でないというのは、なかなか理解できないところであります。

たまたま、これは実際に、その目的のためのものじゃないかもしれませんが、いわゆる市場シェア理論の目標値では、絶対的な、安定的な地位ということでは73.9%と言われているわけです。その辺まで行けば、まああるいはという、規制なき独占というような話にもなるのかもしれませんが、仮にその場合とすれば、この第1ステップの50%超というのは、70%超というぐらいの感じでないとおかしいのではないかとこのように思っています。

それから、あとは技術的なところもありますけれども、やはり簡易ガス事業者は、非常に小規模なところが多いわけでありまして、全ての団地について、計算する際の空き家というのまで把握しているわけではありません。あくまでも家が建って、そこでガスの供給の申し込みがあって、お客様として管理をするということなものですから、それを報告で求めるとおっしゃっても、義務づけられても、出せるところもあるだろうと思っておりますけれども、全ての事業者が出せるかどうか。

さらにステップ2の過去3年間の獲得件数、離脱件数等々は、正確に記録しているわけではありませんので、その辺を求められても非常に厳しいと思います。非常に大きな負担を強いるものだというふうに思っています。

そういう意味で、一応2段階あって、ステップ1というのが一応その絞り込みのための基準だとすれば、それは既に許可地点数という数字があるわけですから、それを使った形でやってもいいのではないかとこのように思っています。

この事務局の案をそのまま適用すると、ステップ1のところだけしか今は評価できませんけれども、恐らく三千数箇所という団地が指定されかねません。そうしますと、この数字を見て、どうして例外的措置と言えるのかという感じがいたします。

簡易ガス団地は、一町内会の単位にもならない小さい団地もたくさんあるわけです。それをもって都市ガス並み、類似ということで同じ基準を持っていくのがいいのかどうかということ、ぜひ考えていただきたいと思っています。やはり、都市ガス並みということであれば、少なくとも都市ガスの需要家総数に応じた、それ並みというぐらいのところを考えるとといったようなことで、ぜひ指定基準についてはもう一度考え直していただきたいと思っておりますし、それから将来の数年後の姿を考えると、一般ガスの供給区域内に小さな団地が幾つかある。その中には都市ガスの導管も入っている。そういう競争の中で、片方は全部自由化になっているけれども、その一部のところだけがLPを導管で供給しているから料金規制をするというふうな、おかしな状況になるのではないかとこのように思っておりますので、簡易ガスの実態、事情ということをよくもう一度考えていただければ大変ありがたいというふうに思っております。（次頁に続く）

コミュニティガス協会

3 前回の本小委員会における議論の概要について

前回のガスシステム改革小委員会における主な御意見

既存事業者の御意見

経過措置というと、全て料金の話になっているような気がしますので一言申し上げますと、簡易ガス団地が経過措置を、要するに指定されますと、例えばお客様が1軒、供給地点が1軒増える。あるいは1軒減るといときでも、許可が必要になってくるんです。だから、先ほど申し上げましたように、一般ガス供給区域内等々においても、できるだけ都市ガス間の競争じゃなくて、LPとかオール電化とかいろんなエネルギーとの競争の選択肢をふやすためにも、経過措置はないほうがいい。

ただし、その事後監視は、私どもも重要というふうに考えていますので。料金だけの話じゃなくて競争の観点からも考えていただければありがたいです。

私どもといたしましても、十分な競争が起こらないという懸念がある区域につきましては、消費者、需要家のほうの観点からは、やはり小売事業者による不当な値上げを抑制するために何らかの措置が必要であるということについては承知をしております。この点、私ども既存事業者といたしましては、全面自由化後につきましても、標準的な小売のメニュー、これを自主的に公表する方向で検討しております。不当な値上げの有無、あるなしにつきましては、広くこれでご理解、ご確認がいただけるのではないかと考えております。

それから、指定解除基準につきましてでございますが、重ねて申し上げて大変恐縮ですけれども、やはり都市ガスでは給湯、厨房、暖房という全ての用途におきまして、他エネルギーでの代替や転換が可能です。既に都市ガスを使っていたお客様におきましても、それぞれの用途で激しい競合があるのが実態でございます。指定解除の条件につきましては、競争の状況を適切に踏まえた内容としていただきたいと思いますと考えております。

また、解除の是非を判断する頻度について記載もございましたけれども、やはり四半期、あるいは半期というような単位とするなど、できるだけ速やかに解除できる仕組みを設けていただきたいと思いますと考えております。

コミュニティガス協会

日本ガス協会

4 継続論点について

【継続論点】

獲得・離脱に係る考え方の精緻化について。

- 前回の本小委員会においては、以下のとおり、獲得・離脱に係る考え方については、引き続き整理する必要がある旨を提示したところ。

＜一般世帯におけるガス需要の獲得・離脱に係る考え方の精緻化について＞

- エネルギー白書2015（平成27年7月14日閣議決定）においては、直近の一般世帯における用途別のエネルギー消費については、暖房が23.1%、給湯が27.8%、厨房が8.7%となっているところ、給湯と厨房については、一般世帯において、ガスと電気が併用されていることは考えにくい一方、暖房については、ガス（ex.床暖房、ガスファンヒーター）と電気（ex.エアコン、電気ストーブ）等の他の財が併用されていることが十分に想定される^{注1}ところであり、これらの組合せは多種多様であるものと考えられる。
- このため、一般世帯における暖房に係るエネルギー消費のうち、ガスによるものが23.1%の半分であるものと仮定することとし、仮に、旧一般ガス事業者が暖房に係るガス供給のみを獲得した場合には0.2件、給湯に係るガス供給のみを獲得した場合には0.6件、厨房に係るガス供給のみを獲得した場合には0.2件獲得したものと評価する^{注1}ことも妨げないこととしたい。（離脱についても同様）
- また、これを評価するに当たっては、旧一般ガス事業者に対して、消費機器調査の結果に係る資料など、獲得・離脱に係るエビデンス資料を国に提出することを求めることとしたい。

（注1）暖房、給湯、厨房が一般世帯におけるガス需要であることとし、これらに係る上記の割合によって按分したもの。具体的には、暖房：給湯：厨房＝ $23.1 \div 2 : 27.8 : 8.7 = 11.55 : 27.8 : 8.7 = 0.24 : 0.58 : 0.18 \approx 0.2 : 0.6 : 0.2$ 。

引き続き検討すべき主要論点（第28回ガスシステム改革小委員会資料8より抜粋）

③獲得・離脱の考え方の整理の必要性

- 例えば、離脱の考え方については、ある需要家が、厨房機器をコンロからIHに切り替えた場合であっても、当該需要家に対する都市ガス供給（例えば、給湯用など）が継続している場合には、「離脱していない」と評価するという考え方もあり得る。
- 他方、実際には、当該一般ガス事業者は都市ガス需要の一部を失っていることから、こうした競争圧力を適切に評価する仕組みが必要ではないか。（上記の例では、例えば、「0.3離脱した」と評価するなど。）

4 継続論点について

＜業務用小口の取扱いについて＞

- 一般世帯については、前頁のとおり、エネルギー白書における直近の一般世帯における用途別のエネルギー消費に係るデータをもとに標準化することが可能である一方、**小口需要のうちの業務用小口については、拠り所となるデータが存在しないことに加え、需要規模も千差万別であることから、標準化することは極めて困難**である。
- このため、業務用小口におけるガス需要の獲得・離脱に係る考え方の標準化については、これを行わないこととする一方、**旧一般ガス事業者がその需要家の需要特性を踏まえ、獲得・離脱に係る考え方を個々に整理し、その根拠となる資料などを準備して国に提出してきた場合には、その考え方に合理性が認められる範囲内において、獲得・離脱の件数を個別に評価すること**としたい。

＜都市ガス利用率の考え方について＞

- 前述の一般世帯におけるガス需要の獲得・離脱に係る考え方については、**都市ガス利用率（家庭用調定件数÷供給区域内一般世帯数）の考え方についても応用することが可能**である。
- このため、一般ガス事業者がその行う消費機器調査により、例えば、給湯需要と厨房需要のみの需要家の数などを把握しており、これに係るエビデンスを国に提出してきた場合には、**その考え方に合理性が認められる範囲内において、競争状態をより正確に反映する観点から、都市ガス利用率の値を精緻化することも妨げないこと**としたい。（注2）（具体的には次頁参照）

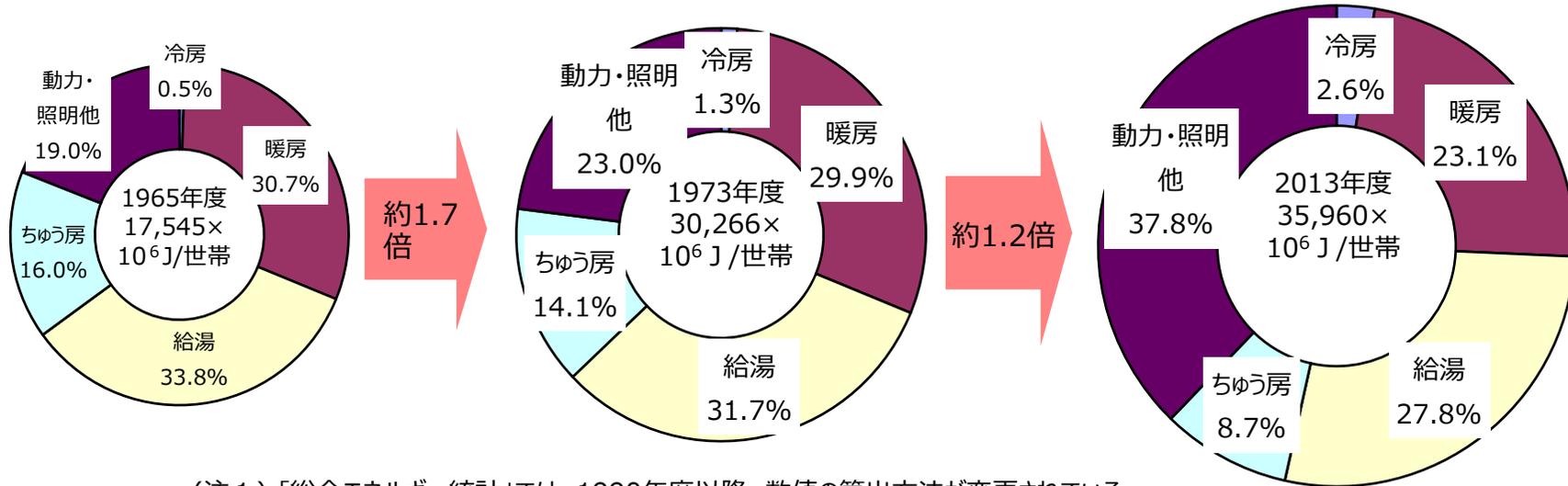
（注2）消費機器調査の際に需要家が実際に保有している消費機器を目視することなどにより、一般ガス事業者が明示的に確認できたもののみが対象。

（注3）前述の考え方については、旧簡易ガス事業者についても同様。

4 継続論点について

平成26年度エネルギーに関する年次報告（エネルギー白書2015）より抜粋

【第212-2-4】世帯当たりのエネルギー消費原単位と用途別エネルギー消費の推移



(注1) 「総合エネルギー統計」では、1990年度以降、数値の算出方法が変更されている。

(注2) 構成比は端数処理(四捨五入)の関係で合計が100%とならないことがある。

出典：日本エネルギー経済研究所「エネルギー・経済統計要覧」、資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」、総務省「住民基本台帳」を基に作成

都市ガス利用率に係る考え方の精緻化のイメージ

供給区域内一般世帯数が100万件であって、家庭用調定件数60万件のうち、10万件は給湯と厨房のみにガスを使用していることが確認できた場合

【これまでの考え方】

供給区域内一般世帯数100万件



【精緻化のイメージ】

10万件が給湯と厨房のみにガスを使用している
↓
10万件 × (0.6 + 0.2) = 8万件

供給区域内一般世帯数100万件



X : 給湯と厨房のみにガスを使用している調定件数 = 10万件

X' : 補正後調定件数 = 8万件

5 経過措置料金規制に係る指定基準について

- 前述の考え方を踏まえた経過措置料金規制に係る指定基準については、以下のとおり。

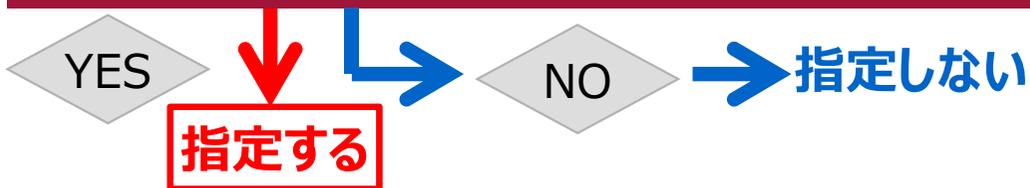
指定基準について

<一般ガス事業者>

<STEP 1> ※ストックに係る指標
直近年度末の都市ガス利用率が50%超であるか否か



<STEP 2> ※フローに係る指標
小口需要に係る新築物件・既築物件について、当該旧一般ガス事業者による都市ガス供給採用件数×1/2
>当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた他燃料採用件数
※直近3年間の合計ベース。

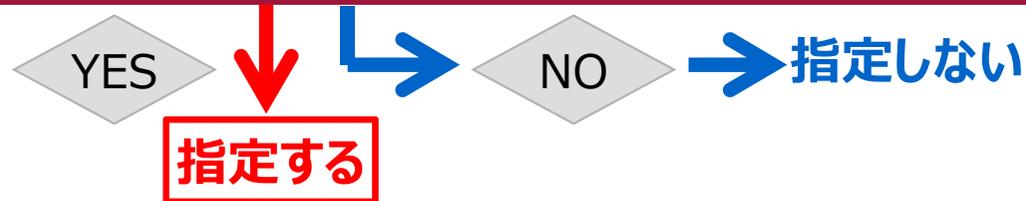


<簡易ガス事業者>

<STEP 1> ※ストックに係る指標
直近年度末の旧簡易ガス事業者のシェアが50%超であるか否か



<STEP 2> ※フローに係る指標
小口需要に係る新築物件・既築物件について、当該旧簡易ガス事業者によるガス供給採用件数×1/2
>当該旧簡易ガス事業者のシェアを踏まえた他燃料採用件数
※直近3年間の合計ベース。



- (注1) 都市ガス利用率や旧簡易ガス事業者のシェアを算定するに当たっては、前述の一般世帯におけるガス需要の獲得・離脱に係る考え方をを用いることを認めることとする。
- (注2) 小口需要とは、一般ガス事業者の場合は年間使用量10万m³未満の需要、簡易ガス事業者の場合は1,000m³未満の需要。
- (注3) 旧簡易ガス事業者のシェアとは、これまでの本小委員会でもお示したとおり、当該供給地点群における調定件数÷(供給地点数-空き地・空き家の数)。
- (注4) 前回の本小委員会でお示した競争状態を正しく評価する観点からの留意点については、上記の場合においても同様。

(参考) 都市ガス利用率を踏まえた他燃料採用件数の考え方について

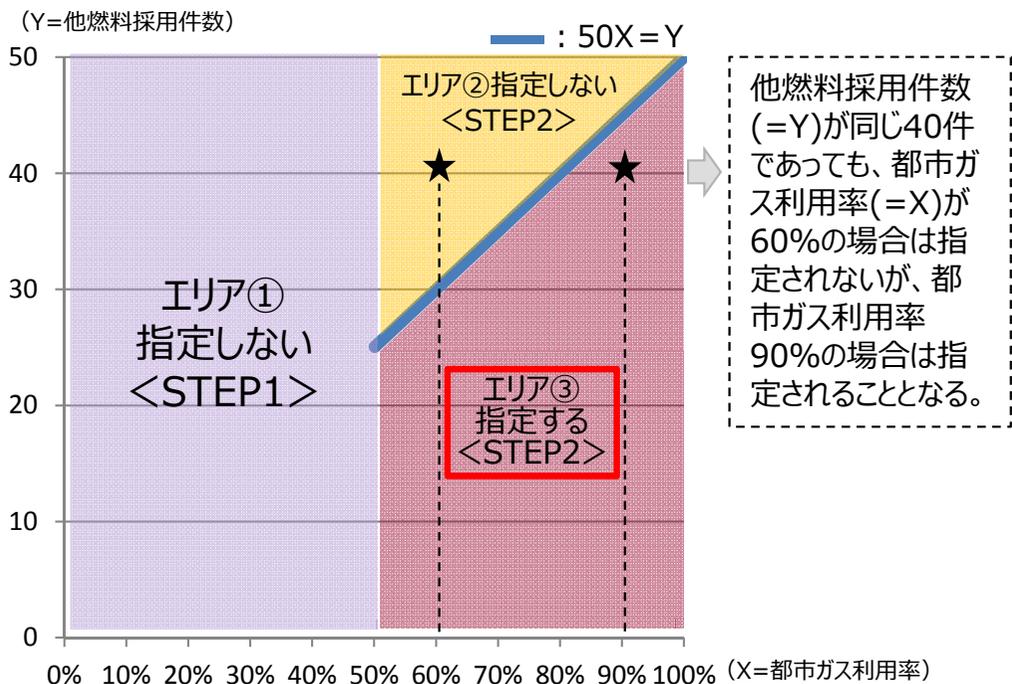
- 以下の式を用いると、STEP 2に進んだ旧一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた他燃料採用件数と都市ガス供給採用件数との比較が可能となる（離脱件数と獲得件数についても同様。）。すなわち、旧一般ガス事業者の都市ガス利用率が高ければ高いほど右辺の値が小さくなるため、経過措置料金規制に係る指定基準を満たさない（左辺 ≤ 右辺）ためには、より多くの他燃料採用件数が必要となる。
- 例えばSTEP 2の①について、以下の式、**X = 都市ガス利用率**、**Y = 他燃料採用件数**とし、**都市ガス供給採用件数を50件と仮定**した場合、指定を行うか否かの判断基準については、都市ガス利用率の値であるXの値に応じて以下の表のとおり整理される。

$$\frac{\text{都市ガス供給採用件数}}{\text{他燃料採用件数}} \times \frac{1}{2} > \frac{0.5 \text{ (注)}}{\text{都市ガス利用率}} \Rightarrow \frac{\text{都市ガス供給採用件数 (=50)} \times \frac{1}{2} > \frac{0.5}{\text{都市ガス利用率 (=X)}} \Rightarrow \frac{50}{Y} \times \frac{1}{2} > \frac{0.5}{X} \Rightarrow 50X > Y$$

(注) 「0.5」とは、STEP1により指定を行わない場合の都市ガス利用率の上限値である50%を意味する。

この式を満たせば指定基準の1つを満たすこととなる。

- エリア① ($X \leq 0.5$ (50%)) : 旧一般ガス事業者の都市ガス利用率が50%以下であるため、STEP 1の基準により、指定しない。
- エリア② ($50X \leq Y$) : Y (= 他燃料採用件数) が都市ガス利用率を踏まえた調整後の都市ガス供給採用件数を上回るため、指定しない。
- エリア③ ($50X > Y$) : Y (= 他燃料採用件数) が都市ガス利用率を踏まえた調整後の都市ガス供給採用件数を下回るため、指定する。
(ただし、STEP 2の②についても離脱件数が調整後の獲得件数を下回る場合に限る。)



| X:都市ガス利用率 | 実際の都市ガス供給採用件数 | 50X:調整後都市ガス供給採用件数 | Y:他燃料採用件数 | |
|-----------|---------------|-------------------------|-----------------------|-------|
| 50%以下 | - | - | STEP1の基準により指定しない | |
| 51% | 50 | $50 \times 0.51 = 25.5$ | 26以上 ($50X \leq Y$) | 指定しない |
| | | | 25以下 ($50X > Y$) | 指定する |
| 60% | 50 | $50 \times 0.6 = 30$ | 30以上 ($50X \leq Y$) | 指定しない |
| | | | 29以下 ($50X > Y$) | 指定する |
| 70% | 50 | $50 \times 0.7 = 35$ | 35以上 ($50X \leq Y$) | 指定しない |
| | | | 34以下 ($50X > Y$) | 指定する |
| 80% | 50 | $50 \times 0.8 = 40$ | 40以上 ($50X \leq Y$) | 指定しない |
| | | | 39以下 ($50X > Y$) | 指定する |
| 90% | 50 | $50 \times 0.9 = 45$ | 45以上 ($50X \leq Y$) | 指定しない |
| | | | 44以下 ($50X > Y$) | 指定する |
| 100% | 50 | $50 \times 1.0 = 50$ | 50以上 ($50X \leq Y$) | 指定しない |
| | | | 49以下 ($50X > Y$) | 指定する |

6 経過措置料金規制に係る解除基準について

● 前述の考え方を踏まえた経過措置料金規制に係る解除基準については、以下のとおり。

解除基準について

<旧一般ガス事業者>

以下のいずれかに該当するか否か

- ①直近の当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率が50%以下
- ②小口需要に係る新築物件・既築物件について、当該旧一般ガス事業者による都市ガス供給採用件数×1/2 ≤ 当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数・他燃料採用件数

※直近3年間の合計ベース。また、他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数が、「≤」のトリガーとなった場合には、当該他のガス小売事業者に十分な供給余力があることに加え、都市ガスの小売全面自由化に係る認知度が小口需要において50%以上であることを追加的な要件とする。

- ③直近1年間の小口需要に係る都市ガス販売量における他のガス小売事業者のシェアの合計が10%以上であり、かつ、当該他のガス小売事業者に十分な供給余力がある
- ④小口需要に係る小売料金の平均単価が3年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューによって供給を受ける需要家の数 ≤ 自由料金メニューによって供給を受ける需要家の数

YES

解除する

NO

解除しない

<旧簡易ガス事業者>

以下のいずれかに該当するか否か

- ①直近の当該旧簡易ガス事業者のシェアが50%以下
- ②小口需要に係る新築物件・既築物件について、当該旧簡易ガス事業者によるガス供給採用件数×1/2 ≤ 当該旧簡易ガス事業者のシェアを踏まえた他燃料採用件数

※直近3年間の合計ベース。

- ③小口需要に係る小売料金の平均単価が3年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューによって供給を受ける需要家の数 ≤ 自由料金メニューによって供給を受ける需要家の数

YES

解除する

NO

解除しない

(注1) 都市ガス利用率や旧簡易ガス事業者のシェアを算定するに当たっては、前述の一般世帯におけるガス需要の獲得・離脱に係る考え方をを用いることを認めることとする。

(注2) 小口需要とは、一般ガス事業者の場合は年間使用量10万m³未満の需要、簡易ガス事業者の場合は1,000m³未満の需要。

(注3) 旧一般ガス事業者に係る解除基準②については、既築物件における獲得件数・離脱件数のうち、他のガス小売事業者との競争に係るものについては、平成32年度に経過措置料金規制を解除するか否かの判断を行う際に、平成29年度から平成31年度までの3年度間における獲得件数・離脱件数を初めて勘案する。

(注4) 前回の本小委員会でお示した競争状態を正しく評価する観点からの留意点については、上記の場合においても同様。

(参考) 新たな解除基準に係る追加的な要件の考え方について

- 前頁の解除基準の要件を満たすこととなったトリガーが、他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数である場合には、当該他のガス小売事業者の供給余力の程度に加え、都市ガスの小売全面自由化に係る認知度を確認することが必要。具体的な考え方については以下のとおり。

<前提>

当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率を60%、都市ガス供給採用件数を50件と仮定すると、解除基準②に該当するためには他燃料等採用件数が30件以上必要。

<ケースA> 平成29年度時点において、直近3年間（平成26年度～平成28年度）の他燃料採用件数が30件未満（25件）であるため、経過措置料金規制は解除されない。

<ケースB> 平成30年度時点において、直近3年間（平成27年度～平成29年度）の他燃料等採用件数が30件以上であるため、経過措置料金規制が解除される。

<ケースC> 平成30年度時点において、直近3年間（平成27年度～平成29年度）の他燃料採用件数だけでは30件未満（25件）だが、平成29年度の他のガス小売事業者による新築都市ガス供給採用件数が10件であったため、他燃料等採用件数が合計で35件となり、経過措置料金規制が解除され得る。ただし、これは、**解除基準②の要件を満たすこととなったトリガーが、他のガス小売事業者による新築都市ガス供給採用件数である場合**であり、この場合には、**当該他のガス小売事業者が十分な供給余力を有していることに加え、都市ガスの小売全面自由化に係る認知度を確認することが必要**。

